平成２５年（フ）第１００７号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1470番地　サンハイツ織戸203号
債務者　山本さおり（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７０号
千葉市美浜区幸町２丁目８番16棟302号
債務者　佐々木一仁
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４３１号
新潟市東区新石山２丁目11番地３　さざんか1125号
債務者　熊谷マサ子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４９号
新潟市中央区和合町３丁目６番17号　アリー・バード203号
債務者　相馬　月夜
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５４号
新潟市江南区亀田緑町４丁目３番12号　プレジール緑202号、前住所新潟県三条市四日町19番５号　大野荘７号室
債務者　齋藤　幸代
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８０号
石川県白山市日向町ホ70番地18
債務者　山下　忠雄
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１５６号
長野県千曲市大字屋代3143番地３　県営高ヶ原２―306号
債務者　山崎亜希恵
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５９号
長野県上田市下武石165番地６
債務者　北沢　慎二（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１６１号
長野県千曲市大字戸倉1752番地１
債務者　上沢美恵子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２１７号
三重県松阪市小野江町266番地７
債務者　金子　行代
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５０号
滋賀県長浜市神照町710番地８
債務者　村木　育子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
兵庫県姫路市船津町2038番地８
債務者　橋本　明美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４６８号
兵庫県加古川市加古川町河原223番地　リヴェール加古川205号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町稲屋302番地の11
債務者　沼田　良伯
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４９号
鳥取県鳥取市朝月76番地、旧住所鳥取県鳥取市吉成772番地36
債務者　村上　雅実
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５５号
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目16番８号　カラーハーモニー102号、旧住所鳥取県鳥取市布勢339番地２
債務者　田中ゆかり
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５９号
鳥取県鳥取市叶１丁目１番29号　シャーメゾン・レーヴ叶Ｃ棟201号、住民票上の住所広島県広島市中区千田町３丁目２番16―301号
債務者　稲住　有紀
1　決定年月日時　平成25年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５３号
広島市南区東雲本町３丁目２―26―404　カーサ東雲、住民票上の住所広島市南区宇品御幸５丁目11番24号
債務者　橋本　　豊
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所民事第４部